

Y-M a a S運用業務仕様書

令和3年9月

米子市交通政策課

1 基本事項

(1) 業務名

Y-M a a S運用業務（以下、「本業務」という。）

(2) 選 定

本業務はスマートフォン上の電子チケット販売運用サービスを提供できる事業者を価格面、技術面等を総合的に評価し、選定するものである。

(3) 期 間

契約締結日から令和4年3月31日まで

（乗車券の利用期間は、令和4年1月1日から2月28日まで）

(4) 費 用

本業務は本仕様書に示す業務を行うものとし、初期費用及び事業期間終了までの運用維持管理経費の全てを支払う。

2 仕 様

(1) 基本仕様

- ①スマートフォン上の電子チケット販売運用システムを運用中又は、過去に運用したことがあり、乗車券利用開始時まで運用開始できること。
- ②QRコードやGPSを用いた詳細な利用データを提供すること。
- ③乗車券販売代金は、1月単位で指定口座に振込むこと。
- ④「評価基準書」の必須項目を満たすこと。
- ⑤2種類の1日乗り放題乗車券を発売する。
- ⑥想定販売件数は900件/月、想定販売金額は700,000円/月とする。

(2) システム仕様

- ①情報改ざん及び漏洩対策を行い、想定されるセキュリティ対策を全て講じること。
- ③一般公開されるサービスについては、利用者のユーザビリティに十分に配慮したものであること。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項であっても、システム上及び社会通念上、本業務を実施する上で必要不可欠と判断される事項は、本業務の調達範囲とする。ただし、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

3 企画提案書記載項目

(1) 会社概要

(2) 前述「2 仕様」

(3) 「評価基準書」の項目、評価ポイントに係る内容

(4) スケジュール

- ・サービス提供までのスケジュール

(5) その他

- ・追加提案（期間延長、初期データ作成、追加機能、研修の実施など）、アピールすべき点等

4 提案見積書

(1) 見積金額（税込）

- ・あくまで仕様書を満たす必要十分な金額を記すこと。
- ・追加提案分の見積金額は、追加提案ごとに別に記すこと。

5 提案依頼時の留意事項

(1) 本市に対し、無断で仕様の縮小や削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。ただし、本書に記載されていない仕様の取扱い、市との協議による要望の変更、国・各省庁の事情変更及び運用段階における周辺環境の変化・技術動向の変化によるものについては除く。

(2) 機密保持

- ①事業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。
- ②市からの貸与資料は、本業務完了時に全て返還もしくは廃棄すること。